



高知市大学等奨学資金 奨学生の追加募集

審査の上、無利子で奨学資金の貸し付けを行います。

対象 経済的な理由により大学等での修学が困難な学生

申込 7月3日(月)～8月31日(木)に申請書類一式を直接。

※受付数は予算の範囲内。

ほか 募集案内および申請書は、青少年・事務管理課、総合案内(本庁舎1階)、各地域の窓口センター、各市民会館、県内専門学校、四国内の大学で配布。審査結果は9月にお知らせします。貸し付け(奨学金12カ月分+入学支度金)は10月に実施予定。ほかの奨学金制度との併用も可能です。対象条件等、詳しくは募集案内をご覧ください。

学校種別	貸付金額	奨学金	入学支度金
		(月額)	(新1年生のみ対象)
大学(短大)	県内	2万円	10万円
	県外	3万円	20万円
専修学校		2万円	10万円

申請 〒780-8571 鷹匠町2-1-43 たかじょう庁舎4階

青少年・事務管理課 ☎823-9468

市民憲章推進協議会 助成制度(2次募集)

市内を活動拠点とし、市民憲章の精神に基づいた活動に取り組んでいる団体に対して、助成金を支給します。

助成額 ▶5万円以内

助成数 ▶5団体まで(審査会で選考)

対象 市等から補助金を受けていない事業

申込 6月23日(金)～7月10日(月)に、申請書を直接または郵送で。

申請 〒780-8571 鷹匠町2-1-43 たかじょう庁舎2階 地域コミュニティ推進課 ☎823-9080

高齢者向け地域優良 賃貸住宅入居者を募集中

- ①ステラ棧橋(棧橋通五丁目)
- ②長喜荘(西塚ノ原)
- ③はるる(北本町四丁目)
- ④クオリア上街鷹城館(上町三丁目)
- ⑤イチゴいちえ(介良)
- ⑥アートケア・ホーム長浜1号館(長浜)
- ⑦つばさ(棧橋通一丁目)

ほか 所得に応じて家賃補助あり。

申請 ①県住宅供給公社 ☎882-1313、

②③銜秦ホーム ☎821-7272、

④⑤(株)高知ハウス ☎824-6811、

⑥(株)ハルホーム ☎823-1101、

⑦銜滝石建設不動産事業部 ☎832-6262

本人通知制度を ご存じですか

身元調査などを目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しています。この制度を利用することで、第三者による不正取得の早期発見や不正請求を抑止する効果が期待できます。なお、利用するためには事前の登録が必要です。

登録によってできること▶住民票の写し(本籍入りに限る)・戸籍謄本・戸籍の附票の写しを第三者に交付したときに、交付した年月日・交付通数等を本人へ通知します。登録期間は無期限です。

登録できる方▶市内に住居登録または本籍(除票・除籍を含む)がある方

登録方法▶本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等)を持参し、中央窓口センターまたは各地域の窓口センターで申請してください。

申請 〒780-8571 本町5-1-45 本庁舎1階 中央窓口センター

☎823-9432

令和4年度 行政情報公開制度・個人情報保護制度の利用状況

高知市行政情報公開条例および旧高知市個人情報保護条例の規定に基づき、利用状況をお知らせします。

行政情報公開制度

令和4年度の行政情報公開制度の利用状況は、右の表①のとおりです。

請求内容は、市発注工事費の積算内訳や建築確認、委託契約、土地境界確定書、道路図面に関するものなど、市が行っている事務事業の幅広い分野について、公開請求がありました。一部公開または非公開とした理由(1件の行政情報につき複数の非公開理由がある場合があります。)は、個人の利益を害するおそれのある情報(259件)、法人の権利その他の正当な利益を害するおそれのある情報(181件)、事務等の公正もしくは円滑な遂行に著しい支障が生ずるおそれのある情報(185件)などに該当することによるものです。なお、審査請求に係る高知市行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

個人情報保護制度

令和4年度の自己に関する情報の開示制度の利用状況は、右の表②のとおりです。請求内容は、住民票や戸籍の交付請求に関するものなどが主なものとなっています。

一部開示とした理由は、開示請求者以外の個人に関する情報が記録されていることによるもの(11件)が主なものであり、不開示とした理由は、該当の住民票等の交付請求がなされていないことなどを理由とする文書不存在によるものです。なお、自己に関する情報についての訂正請求は、市長に対するものが1件あり、調査等の結果、訂正となっています。利用停止の請求はありませんでした。また、審査請求に係る高知市行政情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。

申請 広聴広報課 情報公開・市民相談センター ☎823-9412

表① 請求件数と決定等 (単位:件)

公開請求件数	決定等
1,207	公開 715
市 長… 1,025	一部公開 488
上下水道事業管理者… 150	非公開 4
消防長… 5	取り下げ 0
教育委員会… 15	却下 0
農業委員会… 12	

表② 請求件数と決定等 (単位:件)

開示請求件数	決定等
54	開示 29
市 長… 47	一部開示 16
上下水道事業管理者… 1	不開示 8
教育委員会… 5	取り下げ 1
農業委員会… 1	却下 0

国民年金保険料の 免除・納付猶予制度

学生以外の方で、経済的な理由により国民年金保険料の納付でお困りの方のために「国民年金保険料免除・納付猶予申請」制度があります。免除等の対象期間は、申請月からさかのぼって2年1カ月前から令和6年6月分までです。令和5年度分の申請受け付けは7月から開始しますので、申請方法など詳しくは最寄りの年金事務所または中央窓口センター国民年金担当にご相談ください。

申請 高知東年金事務所 ☎831-4430、高知西年金事務所 ☎875-1717、中央窓口センター国民年金担当

☎823-9439

後期高齢者医療制度 について

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を社会全体で支え合うための制度です。対象者は75歳以上の方で、加入手続きの必要はなく、一人一人が被保険者になります。なお、65歳以上で一定の障害があり加入が認められている方も対象となります。

保険証の送付▶

8月からの被保険者証(黄色)は7月下旬に発送予定です。なお、現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(月)です。

被保険者証の有効期限が記載されます。

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和6年7月31日
被保険者番号	01234567	
住所	高知市本町5丁目 1-4-5	
氏名	高知 龍馬	
生年月日	昭和	8年1月10日
資格取得日	平成	20年4月1日
発行年月日	平成	20年4月1日
一部負担金の割合	令和	5年8月1日
保険者番号	39392014	
保険者名	高知県後期高齢者医療広域連合	

ここに負担割合が記載されます。

医療費の負担割合▶医療機関等を受診したときに支払う自己負担の割合(1割・2割・3割)は、世帯の所得や収入により判定されます。

令和5年度の保険料率▶被保険者均等割額5万5,500円+所得割率10.50パーセント

令和5年度の保険料額▶前年中の所得が確定し、1人当たりの年間保険料が決定した後、決定通知書を7月中旬に発送します。

申請 保険医療課後期高齢者医療係 ☎823-9380

介護保険負担割合証を 発送します

7月中旬に「介護保険負担割合証」を発送します。利用者負担の割合と適用期間(8月1日～令和6年7月31日)を記載していますので、サービス利用の前に担当ケアマネジャーやサービス事業所に必ず提示してください。

対象 要介護・要支援の認定を受けている方

申請 介護保険課給付係 ☎823-9959

預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書保管制度とは、自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。この制度を利用すると、遺言書の紛失、改ざん等を防止できるほか、家庭裁判所の検認手続きも不要となります。ご自身の財産を大切な人へ確実に託す方法の一つとして、自筆証書遺言書を検討される際には、ぜひご利用ください。また、企業・各種団体・グループを対象として、本制度に関する出張説明会も実施しています。詳しくは法務省HPをご覧ください。お近くの法務局へお問い合わせください。

申請 高知地方方法務局供託課 ☎822-3331

お墓の雑学① 墓じまい「改葬と散骨」編

改葬▶墓じまいの方法としては、お墓がある各市町村長の許可を受けて、ご遺骨を自宅に近い霊園に移したり、寺院などに預かってもらったりする「改葬」があります。「改葬」を行うためには、各市町村長から交付される「改葬許可証」が必要となりますので、必ず事前に「改葬許可申請」を行ってください。

散骨▶最近「散骨」を希望される方が増えています。「改葬」のような煩わしい手続きもないため比較的簡単に行えると思われていますが、ご遺骨を粉状にする必要があり、また散骨場所や散骨方法等、細心の注意を払わないと、大きなトラブルにつながりますので、詳しくはご相談ください。

申請 環境保全課 ☎823-9471

避難行動要支援者に対する 意思確認

災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)の情報を、避難支援等関係者へ提供することで、災害時の迅速な避難誘導等の支援や安否確認につなげる取り組みを実施しています。6月下旬ごろから、計画作成の優先度が高い方に対して、意思確認の文書を送付しますので、ご確認をお願いします。

申請 地域防災推進課 ☎823-9040

夏本番 蚊の発生 防止を!



蚊の発生予防対策

蚊は家の周りのわずかな水たまりから発生します。側溝や水路の定期的な清掃、昆虫成長制御剤(蚊の幼虫を成虫にさせない薬剤)の散布が効果的です。

購入した薬剤と同量を高知市からもお渡しします ※個人は対象外

市内の町内会および衛生組合が高知市衛生組合連合会から薬剤を購入する場合、事前にお申し込みいただくことで、購入した薬剤と同じ量をお渡しできます。

種類 昆虫成長制御剤(発泡錠1包2錠入り)、ベルミートル水性乳剤(1本500ミリリットル入り)、シャットアウト粉剤(1袋3キログラム入り)

申込 交付申出書に必要事項を記入し、郵送またはFAXで。申出書は生活食品課(丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階)で配布。生活食品課HPからもダウンロードできます。

※高知市衛生組合連合会…衛生環境改善のために自主的に活動する住民組織(336組合3万3,441世帯が加入)。薬剤等のあつせん、災害時の消毒活動支援などを行っています。

蚊の発生を減らし、感染症から身を守るために▶

衛生害虫等駆除用薬剤の交付について▶

申請 〒781-0802 丸池町9-8 市衛生業務事務所 ☎883-4256、FAX883-4289